

2015年(平成27年)1月15日

大阪拘置所長 伊藤 久 殿

大阪弁護士会
会長 石田法子

警 告 書

申立人A氏(以下「申立人」という。)より、当会に対し、貴所から人権侵害を受けたとして、救済処置を求める旨の申立(以下「本申立」という。)があった。

本申立を受け、本申立の対象となった案件(以下「本件」という。)につき、当会の人権擁護委員会において慎重に審査した結果、以下の人権侵害があると判断したので、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

申立人が上告趣意書作成のために閲読を希望した書籍等につき、貴所が内容の一部を抹消した上でなければ閲読を許可しなかったことは著しい人権侵害であるので、死刑判決を受けた未決囚が、死刑に関連する書籍等の閲読を希望した場合、その閲読の目的を確認した上で、当該目的が上告趣意書作成等の刑事手続上の防御権の行使にあり、かつ、当該書籍等の内容が防御権行使とはおよそ無関係と認められるような特段の事情がない限り、抹消を行わずに閲読させる運用に改めるよう、警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

(1) 当事者

申立人は、1984年(昭和59年)生まれの男性である。

申立人は、2006年(平成18年)6月25日に逮捕され、傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反、監禁、強盗、殺人等の罪で起訴され、同年10月5日、貴所に収監されたが、2007年(平成19年)5月22日、大阪地方裁判所において、死刑判決を受けた。

2008年(平成20年)8月22日、大阪高等裁判所は申立人からの控訴を棄却し、2011年(平成23年)3月25日、最高裁判所は申立人からの上告を棄却し、申立人への死刑判決が確定した。

(2) 事案について

ア 貴所は、入所時の手続において、自弁の新聞及び雑誌につき、「新聞・書籍等の抹消をされても差し支えありません」旨の記載がある書類への署名指印を要求しており、申立人は、これに応じた。

イ 申立人は、拘留所の刑場の描写等も存在する青木理著『絞首刑』と題する書籍（以下「本書籍」という。）を、何らの抹消なしに入手した。

この点につき、貴所は、本書籍の入手日時や抹消の有無につき、「把握していない」との回答をされており、正確な本書籍の入手時期を特定することはできない。しかし、現に申立人は、本書籍を参考に、「死刑は憲法36条、31条、9条違反である」との主張を含む上告趣意書を作成し、2009年（平成21年）4月24日付けで、最高裁判所に提出していることからすると、貴所の前記主張は措信できない。

ウ 同年8月、申立人は、申立人と同じ階に収容されていた他の被収容者に乱暴な口調で苦情を言ったとして、閉居7日の懲罰を科せられた。

エ 同月28日、貴所は、申立人が自弁購入している新聞『日刊スポーツ』紙（以下、「本件新聞」という。）につき、別紙の1項記載の死刑にかかわる写真記事について、一部抹消箇所がある旨を告知して、既に一部が抹消済みの本件新聞を申立人に手交した。

貴所は、抹消の理由について、「申立人が他の被収容者に対する粗暴な言辞により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第150条第1項の規定に基づく懲罰を科されており、その動静等を踏まえ、申立人が本件新聞を閲覧することにより、同法第70条第1項第1号（「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。」）に該当すると認められたため」との主張をされている。

他方で、貴所は、同年11月13日付の東京新聞について、「記事から浮かぶイメージが死刑囚らの心情の安定を損ねかねず、規律や秩序を維持するため」との説明をされている。

オ また、同年10月初め、申立人は、東京都港区所在の「死刑廃止FORUM」に対し、2009年（平成21年）10月16日付けの写真週刊誌「フライデー」に掲載された青木理の署名入りの「千葉景子法相の『慎重発言』で102人の確定死刑囚の処遇は変わるのか 東京拘留所死刑執行部屋の見取り図を独占入手！」と題する記事（以下「本件週刊誌記事」という。）の閲読を希望し、同「死刑廃止FORUM」から本件週刊誌記事が貴所に郵送により差し入れられた。本件週刊誌記事の内容は、「つい最近に刑場入りを許された法務省関係者」による東京拘留所内の刑場の詳細な手書きのスケッチ及びこれを基に作成したグラフィックに基づき、刑場内の説明及び元刑務官へのインタビュー等で構成されたもので

あった。

そこで、貴所は、同月8日、申立人に対し、「本件週刊誌記事の一部を抹消しなければ閲覧させることはできない」旨を口頭で通知された。そのため、申立人は、これを認諾すれば第三者の所有物を毀損する結果になると考えて、本件週刊誌記事を読覧することなく、そのまま返送するよう要請した。

この点につき、貴所は、申立人の承諾に基づき一部抹消して閲覧に供したと主張されるが、前記の「死刑FORUM」においては、記事の一部抹消の事実は確認できなかった。

しかし、いずれにせよ、申立人が読覧を希望した記事すべてを読覧できなかった点に変わりはない。

カ 2010年（平成22年）11月25日、申立人が購読を申し込んで差し入れられた「年報・死刑廃止2010 日本のイノセンス・プロジェクトをめざして」と題する年報（以下「本年年報」という。）につき、貴所は、内容の一部に、刑事収容施設法第70条第1項第1号の定める刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがある箇所があることを理由に、当該箇所を抹消した上で閲覧させることが相当であると判断し、これを申立人に伝えたが、申立人が一部抹消に同意しなかったため、同法第47条第2項に基づき、本年年報を領置した。

その後、申立人が再度、本年年報の閲覧を願い出て、職員の一部抹消の告知に同意して同意書に署名指印したため、貴所は、別紙の2項記載の箇所を抹消して、本年年報を申立人に交付した。

2 当会の判断

(1) 総論

未決の被収容者の書籍や新聞記事や写真等（以下「図書等」という。）の読覧の自由は、憲法第21条のみならず、刑事手続において必要な情報を得ようとする場合においては憲法第31条によっても保障されるべき基本的人権であり、これを制限しようとする刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第70条も、「読覧の禁止は例外的に各号に該当する場合に許される」と規定している。

したがって、入所時等における事前の包括的な承諾書によって、その後のすべての抹消処分を適法とすることは、読覧の自由を不当に制限するものであって認められず、単に、厳格な要件のもとで図書等の抹消が行われうることを被収容者に通告する書面にすぎないといえる。

また、個別的な承諾も、承諾をしなければ、抹消されない部分の読覧すらも不可能になることからすると、当該承諾は真意に基づくものということとはできず、これをもって読覧制限を適法とすることはできない。

(2) 未決拘禁者である点について（憲法第21条第1項に関連して）

未決拘禁者は、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であって、

図書等の閲読の自由の制限は、刑事収容施設（旧「監獄」）内の規律及び秩序維持という目的達成のために真に必要と認められる最小限度にとどめられるべきものであり、例外として、具体的事情のもとで、その閲読を許すことにより刑事収容施設（旧「監獄」）内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合にのみ認められるものであり、かつ、その場合も、制限の程度は必要かつ合理的な範囲内にとどまるべきものである（よど号ハイジャック記事抹消事件・最判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）。

したがって、この観点からは、前記第2、1（2）エ記載のような、事前に何らの通告もなしに記事を抹消する扱いには、問題があるといわざるをえない。

（3）刑事手続上の被告人としての防御権について（憲法第31条に関連して）

被告人が刑事手続上の当事者として有する防御の必要上の観点は、自由権的制限とは別途に判断をする必要がある（名古屋高裁昭和60年3月27日判タ580号61頁・確定）。なぜなら、一般的な自由権制限の場合とは異なり、防御権が制限された場合の影響は、刑事裁判上直ちに被告人に対する具体的な不利益となって現実化することが明らかだからである。

そもそも本件では、死刑判決を受けた未決囚である申立人が、自己の生命保持という最も重要な防御権行使のために必要だと判断し、具体的な書名等を指定して購入ないし借り入れた書籍の閲読が問題となっている。すなわち、被告人たる閲読者にとって、上告趣意書の作成は、自己の生命保持のために残された最後の法的手続ともいうべきものである。したがって、上告趣意書の内容を充実させるために参考となる図書等を入手して閲読したいと望むのは当然のことであり、憲法第31条の保障が及ぶ基本的人権である。

また、申立人が必要とする情報は、単に死刑の執行方法という客観的事実のみならず、死刑制度が残虐な刑であることも含めた死刑制度そのものに対する評価全般についても包含しているものである。そのことは、他者の意見を参照することで申立人自身の意見や思考が深められるという関係にあり、既知の事実であれば閲読はもはや不要であるということもできない。

（4）死刑判決を受けた者である点（心理的影響）について

多くの裁判例では、刑事収容施設（旧「監獄」）内の規律及び秩序の維持という目的を障害する心理的影響とは、「図書等の閲読により、不安定な心理状況を刺激されて自暴自棄となって自殺又は自傷を企図し、あるいはその他の規律違反行為に出るなどの事態が生じうること」とされ、防御権を損なうような閲読の制限は、た易く認められるべきではないが、その際に考慮されるのは閲読者の性格、行状等であるとされている。

確かに、高等裁判所において死刑判決を受け、死への恐怖が現実的に迫ってい

る者が、最高裁判所における最後の判断を仰ぐ局面において、死刑執行の方法や被執行者の心情などに関する図書等を閲読すれば、心理的影響を全く与えないということはできないのかもしれない。

しかし、死刑判決を受けた者がそもそも恒常的に精神的安定を保つこと自体が困難であるだけでなく、たとえば生命尊重を訴える図書等の閲読によっても心理的な影響は避けられないであろう。これは、死刑制度が存在する以上、回避できない問題である。

そもそも、被収容者が自主的に閲読を希望している図書等が与える心理的影響が、必ずしもマイナスに働くとばかりは言い切れない。却って、死刑の現状に関する図書等を閲読することによって、そうした情報に接しない場合よりも精神的安定が図れる場合があるともいえる。要するに、死刑の現状に関する図書等の閲読が閲読者自身に与える心理的影響は、およそ推測の域を出ないものである。したがって、憲法第21条のみならず、死刑という高裁判決が下された後の上告中の未決囚にとって、憲法第31条の保障する防御権の保障は極めて重要であり、そのことに鑑みれば、判例のいう判断基準には、恣意的判断の余地が残るという疑問を払拭することができない。また、性格や行状等を正確に把握すること自体が、そもそも困難である。

そして、貴所が前記第2、1（2）エ記載の本件新聞の記事を抹消した理由につき、当会に対してなされた回答内容と、東京新聞に対する抹消理由とには齟齬がある点からしても、個別具体的な判断がどれほど丁寧に行われているのか、大いに疑問が残る。

よって、被収容者が閲読を希望する図書等の記事や写真などの抹消が許されるか否かの判断にあたっては、閲読による心理的影響という、およそ推測の域を出ない基準ではなく、閲読者自身の具体的な防御権行使が確保できうという観点を最大限に尊重すべきである。

この点につき、本件で申立人が閉居7日の懲罰を受けたのは、申立人が前記第2、1（2）イ記載のとおり青木理著の本書籍を参照しながら上告趣意書を作成した約1年4ヶ月後の出来事であり、本書籍を閲読したがために精神的不安定の状態になったということとはできない。むしろ、本書籍を閲読し、それをもとに詳細な上告趣意書を作成してもなお、申立人の精神状況には影響がなかったものということができる。

（5）結論

以上のとおり、死刑判決を受けた未決囚である申立人が死刑に関連する図書等の閲読を希望する場合に、上告趣意書作成のため等、その目的が刑事手続上の防御権の行使に関連することが確認され、かつ、図書等の記事や写真などの内容がおよそ防御権の行使とは無関係と認められる特段の事情がない限り、その記事や写真な

どの抹消は、憲法第31条に違反する著しい人権侵害というべきである。
よって、警告の趣旨記載のとおり警告し、今後の運用の改善を求める次第である。

以 上

(別紙) 一本件新聞記事及び本件年報の抹消部分について

- 1 本件新聞である『日刊スポーツ』紙の社会面(16頁)に掲載された「東京拘置所・死刑執行刑場を公開」と題された記事(記事全体の大きさは縦約13センチメートル、横約9センチメートル)のうち、刑場を撮影した写真記事(写真記事の大きさは縦約8センチメートル、横約9センチメートル)が黒塗りで抹消。
- 2 本件年報である『年報・死刑廃止2010 日本のイノセンス・プロジェクトをめざして』の98～99頁に掲載された死刑廃止を推進する議員連盟前事務局長保坂展人氏の「刑場公開をめぐる『刑場公開について』」と題する記事の一部。また、本件年報104頁以下に「資料・刑場公開」と題して掲載された、法務省が2010年(平成22年)8月27日に撮影した写真18枚、写真撮影位置を明示した図面1枚、関係法令に関する資料7枚、「死刑囚の処遇について」と題する資料2枚の転載記事(以下これらの記事を総称して「本件年報記事等」という。)のうち、写真5枚(写真番号①～⑤)を除く写真13枚〔後記2(2)の写真番号⑤～⑱〕並びに、写真撮影位置を明示した図面1枚が抹消。なお、本警告とは直接の関連がないので、写真番号①～⑤の詳細は省略した。

(1) 抹消された記事等の内容は以下のとおりである。

「いわゆる刑壇とって、この赤い二重線で小さい方の丸ですけれども、こちらの方が開いてそこに死刑囚が死刑執行の際に落ちていくというこの装置の開閉、これも求めている取材側にたいしてはボタンと大きな音がするので避けたい、そのあと写真で配給すると。」

「下を見た地下室、つまりは刑壇が開いてそこにロープで強く締められた死刑囚が落ちてくる場所ですね。そこから上を見上げたときにこの踏み板が何度も開閉するたびに命が一つまた一つとなくなっていくんだなあと、この踏み板は何百回と開閉するなど、それくらい頑丈堅牢にできているなという感想を持ちました。また写真に一部出てはいますが、排水溝、こういうものを見たときに非常にひんやりした空気で、まさにこの地下という部屋、そして遺体搬出用のエレベーターもあったというところで多くのものを物語っていました。」

「例えばロープがそこがあればそれだけで刑場と分かるわけです。そして踏み板の開閉、ばたっという大音響がすること自体も現実なわけです。」

(2) 本件年報の抹消処分にかかる写真13枚及び図面1枚の内容は以下のとおりである。

- ・写真⑤ 前室から執行室を写真したもの(カーテンを開けた状態)
- ・写真⑥ 執行室内を撮影したもの(踏み板を閉じた状態)
- ・写真⑦ 執行室内を撮影したもの(踏み板を空けた状態)
- ・写真⑧ 踏み板を撮影したもの(閉めた状態)

- ・写真⑨ 踏み板を撮影したもの（開いた状態）
- ・写真⑩ 絞縄を固定等するリングを撮影したもの
- ・写真⑪ 天井に設置された絞縄を通す滑車を撮影したもの
- ・写真⑫ 執行ボタンを撮影したもの
- ・写真⑭ 立会室内から執行室を撮影したもの（踏み板を閉じた状態）
- ・写真⑮ 立会室から執行室を撮影したもの（踏み板を開けた状態）
- ・写真⑯ 立会室から執行室階下を撮影したもの
- ・写真⑰ 立会室から執行室階下への階段を撮影したもの
- ・写真⑱ 執行室階下から開いた踏み板を撮影したもの

以 上